## 月額変更・異動について

## ◎注意事項(共通)

- 日本学生支援機構奨学金の月額変更・異動(「奨学生のしおり」を参照)には、所定の届出用紙での届出が必要です。
- この表にない異動については、学生生活課へ相談してください。
- 書類不備の場合、変更願は認められません。届出用紙の注意事項をよく確認してください。添付書類が必要な場合もあります。
- 書類の配付場所は学生生活課と学生課です。

	異動種類	届出用紙	提出期限等	備考
1	退学 除籍 休学 長期欠席 辞退	異動願(届)	異動する月の20日 例) H28.9.30付けで退 学する場合は、 H28.9.20が提出期限。	手続きが遅れると、奨学金の払戻しが必要となる場合があります。 長期欠席は、1か月以上大学を休む場合です。
2	月額変更	貸与月額 変更願(届)	随時 (原則として、申請した 月の2ヶ月後に、増額・ 減額が反映されます。) H28年度内の最終期限 は備考欄を参照。	
3	改氏名 (本人)	改氏名届	随時 (改氏名後、速やかに)	手続きの時期によっては奨学金の振込が、遅れる場合があります。 「名前」を変更する場合は、特に添付書類に注意してください。 本人以外の改氏名は、「5.連帯保証人等の変更」をしてください。

	異動種類	提出書類	提出期限等	備考
4	振込口座の 変更	奨学金振込 □座変更届	□座変更した月の 20 日	奨学金の振込が、遅れる場合があります。 口座名義のみが変更される場合は、「3. 改氏名」の手続きのみ行ってください。口座変更の手続きは不要です。
5	連帯保証人 等の変更	連 帯 保 証 人・保証人等 変更届	随時 (原則として、申請した 月の2ヶ月後に、変更が 反映されます。)	連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先(機関保証)・親権者(本人が未成年の場合)を変更する場合の手続きです。奨学生本人以外の改氏名も含みます。 連帯保証人・保証人を変更する場合は、事前に「奨学生のしおり」で選任条件を確認してください。
6	編入学	編入学奨学 金継続願	他学校へ編入学する予定の場合、編入学する月の前々月20日までに、学生生活課(鍋島キャンパスの方は電話・メールで)へご連絡ください。「編入学継続」が利用できる場合があります。	
7	留学	留学奨学金 継続願 または 異動願	留学する場合、借用中の奨学金を継続するか、休止するかを選択する必要があります。 留学開始月の前々月20日までに学生生活課(鍋島キャンパスの方は電話・メールで)へご連絡ください。 なお、第二種奨学金(海外)、第二種奨学金(短期留学)の申請と異なりますので、ご注意ください。これらは、別途掲示しています。	
8	利率の算定 方法の変更	第二種奨学 金「利率の算 定方法」変更 届	随時 (原則として、申請した 月の2ヶ月後に、変更が 反映されます。) H28 年度内の最終期限 は備考欄を参照。	ア)H28.12 までに貸与終了=貸与終了月の前月5日 イ)H29.1.~H29.3 に貸与終了=H28.11.25 ウ)アとイ以外=H29.2.5

	異動種類	提出書類	提出期限等	備考
9	住所変更	住所変更届 等	1~2月上旬	奨学生本人の住民票に記載された住所、連帯保証人・保証人の現住所、本人以外の連絡先(機関保証)を変更した場合は、奨学金継続願の提出に合わせて、変更願を提出してください。パソコンから継続願を提出したら、学生生活課または学生課で所定の様式を受け取り、記入後に提出してください。 ただし採用直後で返還誓約書が未提出の場合は、すぐに学生生活課にご連絡ください。 また当該年度中に貸与が終了する場合は、「返還のてびき」を参照してください。
10	奨学生学修状況届		1~2月上旬	奨学金が停止中の方が、提出する書類です。 1 2月中旬頃に詳細をお知らせする予定です。
11	保証制度の 保証の変更 変更 依頼書等		保証制度を人的保証から機関保証へ変更する手続きです。 申請後に、貸与終了分に相当する保証料を一括で支払う必要があります。 状況により手続きや保証料が異なりますので、まず学生生活課(鍋島キャンパスの方は電話・ メールで)へご連絡ください。	



問合せ先:学生生活課奨学金担当

住所: 〒840-8502 佐賀県佐賀市本庄町1

電話: 0952-28-8172

e-mail: syougaku@mail.admin.saga-u.ac.jp

FAX: 0952-28-8948

左のQRコードを読み込むと、電話番号と e-mail アドレスが登録出来ます。